

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○県議会定例会の招集(二七一・財政課)	1
○港湾法に基づく所有者不明船舶の撤去(二七二・港湾空港課)	1
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	1
○条件付き一般競争入札の実施(技術管理室)	1
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)	2
○県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)	3
○市町村営土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部)	3
公安委員会規則	
○警備業法施行細則の一部を改正する規則(九・生活安全企画課)	3

## 告 示

### 秋田県告示第二百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第二項の規定に基づき、平成二十一年六月十二日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成二十一年六月五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

### 秋田県告示第二百七十二号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の第三項の規定に違反して、船川港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内において次の船舶を捨て、又は放置した行為について、

て、同法第五十六条の四第一項の規定による必要な措置を命ずべき者を確認することができないので、同条第二項の規定に基づき、平成二十一年七月六日までに当該放置等禁止区域から船舶を撤去すべきこと、及びその期限までに撤去しないときは港湾管理者が撤去することを、公告する。

平成二十一年六月五日

船川港湾管理者 秋田県  
代表者 秋田県知事 佐 竹 敬 久

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所	備考
一	和船	長さ4・4m ×幅1・2m 白色(外面) 青色(内)	一	男鹿市船川 港芦沢地内	船舶番号 2117300
二	モーターボート	長さ5・0m ×幅1・6m 青色(外面) 白色(内)	一	男鹿市船川 港金川地内	船舶番号 2117300

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年五月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 グレーブネット・ゆり
- 三 代表者の氏名  
佐々木 正明
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県由利本荘市小人町二百三番地の一定款に記載された目的
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、秋田県民及び社会の構成員、主に引きこもり、不登校の青少年に対してスポーツ・芸術・校外学習等の教育支援を中心幅広い活動を推進する。さらにIT教育支援、災害救援、自然環境保護にも積極的に取り組み、社会に寄与すると

共に、他者への献身を通して自らを高めていくことを目的とする。

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 入札に付する事項
  - (一) 業務名  
平成二十一年度 電算端末等操作障害復旧業務委託
  - (二) 業務概要  
ヘルプデスク 一式、セットアップ作業 一式
  - (三) 履行期限  
平成二十二年三月三十一日まで
  - (四) 業務場所  
別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
  - (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
  - (三) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機器器具類に登録されていること。
  - (四) 本業務と同種又は類似業務(パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等)を元請けとして履行した実績があること。
  - (五) 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
  - (六) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。
  - (七) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 設計図書等を示す場所等
  - (一) 本業務に係る仕様書、契約書(案)、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室調整・建設マネジメント班

(電話〇一八―八六〇―二四二七)

(二) 交付方法  
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年六月五日(金)から同月十二日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十一年六月十五日(月)午後一時三十分

秋田県庁 七階 七十三会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「財務規則」という。)第六十条及び第六十一条に規定するところによる。ただし、財務規則第六十二条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

財務規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月五日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 入札に付する事項  
(一) 購入物品の名称及び数量  
厨房機器類 一式  
(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成二十二年二月一日(月)

納入場所

県の別途指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (1)の資格に係る申請

(一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(により平成二十一年六月二十五日(木)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号〇一〇―〇九五― 秋田市山王四丁目一番二号  
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八―八六〇

一―七四三)  
(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年六月五日(金)から同年七月十四日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成二十一年六月五日(金)から同年七月十四日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。  
入札執行の日時及び場所  
平成二十一年七月二十二日(水)午後一時三十分  
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月五日

秋田県知事 佐竹 敬久

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出するもの。

その他

七 その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased: Kitchen instruments complete set
- 2 Time-limit of tender: 1:30 P.M. 22 July, 2009
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

県営土地改良事業（仁井田堰地区ため池等整備事業）に「おが」その工事を平成二十一年二月三日完了したのび、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年六月五日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大仙市からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したため、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 秋田県知事 佐 竹 敬 久  
市営土地改良事業（太田田園地区農村振興総合整備統合補助事業（むらびくり交付金））変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成二十一年六月八日から同年七月三日まで
- 三 縦覧場所 大仙市役所本庁 大仙市太田総合支所

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第9号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月5日

秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦  
警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成6年秋田県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（脱利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の定めるものに限る。）
- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (3) 刺股
- (4) 非金属製の盾
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第2条第2項及び第3項中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第4項を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表1 警戒棒の制限（第2条関係）

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下

70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表2 警戒じょうの制限（第2条関係）

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下「新規則」という。）第2条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条第1項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
松原繁雄